

新型コロナウイルス感染症緊急対策

**～みんなで支えよう！名張のお店～
全世帯型プレミアム付商品券・
子育て応援商品券**

取扱店事務処理の手引き

名張商工会議所

新型コロナウイルス感染症緊急対策

全世帯型プレミアム付商品券・子育て応援商品券 取扱店事務処理の手引き

1. はじめに 配布物に関して

- (1) 登録いただきました取扱店には本冊子の他にポスター、のぼり旗・ポール、商品券見本、換金依頼書を、説明会参加の取扱店には追加配布物購入申込書をお渡しいたします。大型店の皆様にはポスターは2枚配布させていただきます。
- (2) ポスター、のぼり旗は店頭が目立つ場所に掲示ください。
- (3) ポスターには店舗名を記入する枠を設けてあります。
- (4) 換金依頼書は3枚複写を20回分セットにさせていただきます。お手持ちの分がなくなりましたら事務局の方から追加分をお渡しさせていただきます。
- (5) ポスター、のぼり旗・ポール等の配布物は、本事業終了後各店舗にて処分をお願いします。

2. 商品券の販売、利用について

- (1) 全世帯型プレミアム付商品券の引換券配布と販売について
令和2年10月26日（月）に名張市より市内各世帯に2冊分の購入引換券が送付されます。
令和2年11月2日（月）から令和2年12月15日（水）までの間、市内11か所の郵便局（簡易郵便局を除く）で商品券が販売されます。
- (2) 子育て応援商品券の配布について
11月2日（月）に名張市より市内の対象世帯へ対象子ども分の商品券が送付されます。
- (3) 利用期間について
令和2年11月2日（月）から両商品券の利用が開始します。
令和3年1月31日（日）までが利用期間になります。

3. 取扱店の周知について

- (1) 令和2年9月中に申し込みいただいた取扱店名は、名張市より購入引換券が送付される際に「取扱店一覧表」を同封させていただきます。
- (2) 令和2年10月以降に申し込まれた場合は、名張商工会議所のホームページにて「最新版取扱店一覧表」として随時追加更新させていただきます。
- (3) 令和2年10月25日までに申し込まれた取扱店名は、YOU11月後半号に折り込む「取扱店一覧表」に記載させていただきます。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・電気、ガス、水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 商品券の交換または売買
- (9) タバコの購入
- (10) その他、名張商工会議所及び取扱店が指定するサービスの提供、物品の購入

5. 取扱店の責務

- (1) 「内閣官房新型コロナウイルス感染症業種別ガイドライン」（URL：<https://corona.go.jp/>）に基づいた感染防止対策を取扱店で行って下さい。
- (2) 商品券で利用されるお客様も、現金等で利用されるお客様同様の対応をお願いします。
- (3) 商品券が利用できないサービス等については、お客様がわかるように店内に掲示をお願いします。
※「4. 商品券の利用対象にならないもの」参照
- (4) 商品券のお支払いについては、おつりは出さないようお願いします。また、支払金額の不足分についてはお客様から現金等でいただいで下さい。
- (5) お客様が持ち込んだ商品券は、受け取る前に商品券に問題がないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察署へ通報すると共に名張商工会議所まで報告してください。
- (6) 商品券の右上部分が切り取られている商品券や、裏面に店舗名の記載がある商品券は受け取りを拒否してください。
- (7) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中におけるサービス等の提供の取引に利用された商品券のみ換金が可能です。
- (8) 取扱店自らの事業上の取引に使用しないでください。
- (9) 商品券の利用有効期間は、令和2年11月2日から令和3年1月31日までです。
- (10) 偽造された商品券を受け取った場合や、受け取った商品券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任とします。

6. 受け取った商品券について

- (1) お客様から受け取った商品券は、商品券の右上部分を点線に沿ってハサミ等で切り取ってください。切り取られた右上部分は、店舗の方で処分をお願いします。
- (2) 受け取った商品券の裏面所定欄に取扱店名の記載（手書き又はゴム印）をしてください。
- (3) 全世帯型プレミアム付商品券と子育て応援商品券は、それぞれの枚数が分かるように管理をしてください。

7. 換金依頼書について

換金依頼書は本事業における換金行為に必要な書類になります。各店舗に20回分の換金依頼書を配布しています。換金依頼書の残数がなくなりましたら事務局へお伝えください。

- (1) 換金依頼書の取扱店名欄に「店舗名」を記入して下さい。

- (2) 換金依頼書に「全世帯型プレミアム付商品券」の枚数、「子育て応援商品券」の枚数を記入してください。
- (3) 両商品券の合計枚数を商品券総枚数に記入して下さい。
- (4) 合計金額欄に右詰めで商品券総枚数に500を掛けた数値を記入して下さい。
- (5) 複数の店舗を取扱店に登録いただいている場合、それぞれの店舗毎に換金依頼書を書き、商品券も分けて提出して下さい。

8. 換金について

換金は名張商工会議所窓口で行えます。換金期間は令和2年11月11日（水）から令和3年2月26日（金）です。期間終了後の換金には応じることができませんので、ご注意ください。

換金は期間中の月曜日、水曜日、金曜日の午前9時から午後4時まで対応させていただきます。（祝日は除きます）また年末年始の12月29日から1月5日の期間は対応できません。

- (1) 換金を希望する日時、合計枚数を事前に名張商工会議所までご連絡ください。
- (2) 換金依頼書と商品券を名張商工会議所までお持ちください。
- (3) 名張商工会議所から下記の銀行の小切手を発行させていただきます。

【伊賀ふるさと農協、北伊勢上野信用金庫、第三銀行、中京銀行、南都銀行、百五銀行、三重銀行】

※①一度の換金最大枚数は5,000枚までとさせていただきます。（250万円）

※②事前連絡なしで来ていただいた場合は事前連絡頂いていた店舗様を優先させていただきます。

9. 注意事項

- (1) 大型店に登録いただいた取扱店では、中小店舗券はご利用いただけません。

9月30日時点での取扱大型店	
万代 名張店	スーパービバホーム名張店
オークワ名張西原店	ジョーシン 名張店
マックスバリュ名張店	ジュンテンドー名張店
マックスバリュ名張西店	ザ・ビッグエクスプレス夏見橋店
マックスバリュ桔梗が丘東店	ぎゅーとらラブリー蔵持店
ホームプラザナフコ名張店	イオン名張店
スーパーヤオヒコ名張店	MEGAドン・キホーテUNY名張店
スーパーヤオヒコ桔梗が丘店	三重トヨタ自動車株式会社トヨタウソ名張店

- (2) 本事業での商品券換金期間は令和2年11月11日（水）から令和3年2月26日（金）までです。期間後の換金は出来ませんので、ご注意ください。
- (3) 不正な行為を行い、本事業の信用を失墜した場合は取扱店の資格を取り消すことがあります。

(お問い合わせ)

名張商工会議所

〒518-0729 名張市南町 822-2

TEL : 0595-63-0080 FAX : 0595-64-3211